

○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則

(昭和60年4月1日規則第28号)

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則を、ここに公布する。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則

題名改正〔平成14年規則第79号・22年29号〕

〔沿革〕

昭和61年7月28日規則第77号、10月23日第95号、12月23日第105号、62年6月8日第49号、7月20日第56号、63年12月21日第112号、平成元年7月14日第94号、2年3月31日第9号、4月16日第20号、7月23日第37号、3年7月29日第56号、5年7月9日第52号、10月19日第70号、6年12月16日第117号、7年7月21日第53号、8年6月28日第67号、9年5月20日第88号、10年4月28日第84号、7月1日第107号、11年3月31日第52号、7月27日第94号、12年7月21日第252号、13年1月5日第1号、7月10日第90号、10月19日第112号、14年3月29日第21号、7月10日第79号、12月26日第115号、15年8月8日第89号、16年3月12日第15号、7月6日第115号、17年3月11日第8号、7月12日第78号、18年7月14日第105号、19年5月31日第61号、7月20日第74号、20年3月31日第15号、9月12日第90号、22年3月31日第29号、第45号、6月29日第62号、23年7月19日第47号、10月18日第67号、12月20日第72号、25年7月16日第66号、12月27日第87号、26年6月24日第57号、27年7月21日第70号、12月15日第89号、28年3月31日第52号、7月19日第83号、29年7月18日第56号、12月18日第69号、30年10月19日第67号、令和元年7月23日第13号改正

(趣旨)

第1条 この規則は、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成14年規則79号・22年29号〕

(課税免除等の権限の委任)

第2条 条例第7条から第9条まで、第12条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第23条、第24条、第26条の2及び第27条から第29条までの規定による課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）並びに条例第5条の規定による課税免除等の取消し（道固定資産税に係るものを除く。）は、総合振興局長等（北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第8条に規定する課税地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長をいう。以下同じ。）が行うものとする。

一部改正〔昭和61年規則105号・平成元年94号・5年52号・70号・6年117号・13年90号・112号・14年21号・79号・16年115号・17年78号・19年61号・74号・20年15号・22年29号・45号・23年47号・25年66号・27年89号・30年67号・令和元年13号〕

(条例第3条の規則で定める者)

第3条 条例第3条の規則で定める者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 当該事業に係る施設の設置又は変更について、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）第25条、第27条、第40条若しくは第42条若しくは別表に掲げる法律（以下

「公害関係法令」という。)の規定による届出を要することとされていないこと又はこれらの規定による届出を要することとされている場合において、当該届出をし、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条若しくは第43条若しくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこと若しくは計画変更命令等を受け、これに従ったこと。

- (2) 道内に有する事業場について北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項若しくは第48条第4項の規定による一時停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令を受け、これに従わなかった事実のないこと。

一部改正〔平成22年規則29号・23年47号〕

(課税免除等の申請)

第4条 条例第4条の規定による課税免除等の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期限までに、別記第1号様式の申請書を知事又は総合振興局長等に提出してしなければならない。

- (1) 事業税 個人の場合にあつては当該課税免除等を受けようとする年の3月15日（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1箇月（その事業の廃止が当該者の死亡によるときは、4箇月）を経過する日）、法人の場合にあつては当該課税免除等を受けようとする事業税に係る北海道税条例第41条第1項の表の左欄に掲げる場合（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の26第1項又は第72条の29第1項若しくは第3項の規定によって申告納付する場合を除く。）の区分に応じ、同表の中欄に定める期間の末日
- (2) 不動産取得税 土地の取得の場合にあつては当該土地を敷地とする家屋を取得した日から30日を経過する日、家屋の取得の場合にあつては当該家屋を取得した日から30日を経過する日
- (3) 道固定資産税 当該課税免除等を受けようとする年の1月31日

一部改正〔昭和61年規則105号・平成16年15号・22年45号・62号・23年47号〕

(課税免除等の通知)

第5条 前条の規定による申請書を受理した知事又は総合振興局長等は、審査の上、課税免除等の適否を決定し、別記第2号様式の通知書により申請した者に通知するものとする。

一部改正〔平成22年規則45号・23年47号〕

(課税免除等の取消しの通知)

第6条 知事又は総合振興局長等は、条例第5条の規定により課税免除等を取り消したときは、その旨を当該課税免除等を受けた者に通知するものとする。

一部改正〔平成22年規則45号・23年47号〕

(条例第7条、第9条又は第10条の規則で定める設備、家屋又は償却資産)

第7条 条例第7条の規則で定める設備は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設

備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「過疎地域特別償却設備」という。）とする。

- 2 条例第9条の規則で定める家屋は、過疎地域特別償却設備である家屋とする。
- 3 条例第10条の規則で定める償却資産は、過疎地域特別償却設備である償却資産とする。
一部改正〔昭和61年規則77号・62年49号・56号・63年112号・平成2年37号・3年56号・7年53号・9年88号・12年252号・14年79号・16年115号・17年78号・20年90号・22年29号・23年47号・25年66号〕

（条例第12条、第14条又は第15条の規則で定める設備、家屋又は償却資産）

第8条 条例第12条の規則で定める設備は、租税特別措置法第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備（条例第12条各号に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定めるもの（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第1号イに規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「離島振興対策実施地域特別償却設備」という。）に限る。）とする。

- (1) 条例第12条第1号又は第2号に掲げる事業 取得価額の合計額が500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第13項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超1億円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人にあつては2,000万円とする。）以上のもの
- (2) 条例第12条第3号から第7号までに掲げる事業 取得価額の合計額が500万円以上のもの
- 2 条例第14条の規則で定める家屋は、離島振興対策実施地域特別償却設備である家屋とする。
- 3 条例第15条の規則で定める償却資産は、離島振興対策実施地域特別償却設備である償却資産とする。

追加〔平成5年規則52号〕、一部改正〔平成7年規則53号・9年88号・13年90号・14年79号・15年89号・19年74号・22年29号・23年47号・25年66号・26年57号・27年70号〕

（条例第17条又は第18条の規則で定める承認地域経済牽引事業用施設又は家屋若しくは構築物の部分）

第9条 条例第17条及び第18条の規則で定める承認地域経済牽引事業用施設（条例第17条に規定する承認地域経済牽引事業用施設をいう。次項及び第3項において同じ。）（以下この項において「対象施設」という。）は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある2以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定

める省令（平成19年総務省令第94号）第2条第1号に規定する同意日以後に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が1億円（農林漁業及びその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。）に係るものにあつては、5,000万円）を超えるものであること。

(2) 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が2分の1以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第2号又は法人税法施行令第13条第2号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が2分の1以上のものであること。

2 条例第17条の規則で定める部分は、承認地域経済牽引事業用施設の用に供する部分（事務所等に係る部分を除く。）とする。

3 条例第18条の規則で定める部分は、承認地域経済牽引事業用施設の用に供する部分（事務所等に係る部分を除く。）とする。

全部改正〔平成20年規則15号〕、一部改正〔平成20年規則90号・22年29号・23年47号・25年66号・29年69号〕

（条例第19条から第21条までの規則で定める施設若しくは設備、家屋又は償却資産）

第10条 条例第19条の規則で定める施設又は設備は、租税特別措置法第12条第3項（同項の表の第1号に係る部分に限る。）又は第45条第2項（同項の表の第1号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける条例第19条各号に掲げる事業（同条第4号に掲げる事業にあつては、条例第2条第4号に規定する認定半島産業振興促進計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものを販売するものに限る。第2号において同じ。）の用に供する施設又は設備であつて、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定めるもの（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備」という。）とする。

(1) 条例第19条第1号又は第5号に掲げる事業 取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。）以上のもの

(2) 条例第19条第2号から第4号までに掲げる事業 取得価額の合計額が500万円以上のもの

2 条例第20条の規則で定める家屋は、認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備である家屋とする。

3 条例第21条の規則で定める償却資産は、認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備で

ある償却資産とする。

全部改正〔平成7年規則53号〕、一部改正〔平成9年規則88号・13年90号・14年79号・15年89号・16年115号・17年78号・20年90号・22年29号・23年47号・67号・25年66号・27年70号〕

(条例第23条から第25条までの規則で定める設備、家屋又は償却資産)

第11条 条例第23条の規則で定める設備は、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備（一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。以下この項において同じ。）の取得価額の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が15人を超えるものに限るものとし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうち次に掲げる設備を含むもの（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「原子力発電施設等立地地域対象設備」という。）とする。

- (1) 機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備
- (2) 道路貨物運送業の用に供する車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
- (3) 倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

2 条例第24条の規則で定める家屋は、原子力発電施設等立地地域対象設備のうち前項各号に掲げる設備である家屋とする。

3 条例第25条の規則で定める償却資産は、原子力発電施設等立地地域対象設備のうち第1項各号に掲げる設備である償却資産（倉庫業の用に供するものを除く。）とする。

追加〔平成23年規則47号〕、一部改正〔平成25年規則66号〕

(条例第26条の2又は第26条の3の規則で定める家屋又は償却資産)

第12条 条例第26条の2の規則で定める家屋は、振興山村産業振興施策促進区域特別償却設備（租税特別措置法第12条第3項（同項の表の第4号に係る部分に限る。）又は第45条第2項（同項の表の第4号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける施設又は設備であつて次の各号のいずれかに該当するもののうち、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成3年自治省令第8号）第2条第1号に規定する期間内に新設され、又は増設されたものをいう。次項において同じ。）である家屋とする。

- (1) 条例第26条の2に規定する地域資源を活用する製造業（振興山村産業振興施策促進区域（条例第2条第6号に規定する振興山村産業振興施策促進区域をいう。次号において同じ。）において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。）の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が500万円（租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者であつて資本金の額等が5,000万円を超えるものにあつては、1,000万円）以上のもの

(2) 条例第26条の2に規定する農林水産物等販売業（振興山村産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が500万円以上のもの

2 条例第26条の3の規則で定める償却資産は、振興山村産業振興施策促進区域特別償却設備である償却資産とする。

追加〔令和元年13号〕

（条例第27条の規則で定める減価償却資産）

第13条 条例第27条の規則で定める減価償却資産は、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）であつて、取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のものとする。

追加〔平成27年規則89号〕、一部改正〔平成28年規則83号・29年69号・令和元年13号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成23年規則47号・30年67号・令和元年13号〕

附 則（昭和61年7月28日規則第77号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第14条の規定は、昭和61年4月1日以後に新設され、又は増設された工業生産設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された工業生産設備については、なお従前の例による。

3 昭和61年4月1日からこの規則の施行の日から起算して1月を経過する日までの間において、改正後の規則第14条に規定する工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請及び改正後の規則第6条の規定による申請（不動産取得税に係るものに限る。）の期限は、これらの規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

附 則（昭和61年10月23日規則第95号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設された製造事業用設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された製造事業用設備については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年12月23日規則第105号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和61年6月27日から適用する。

3 昭和61年6月27日からこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第14条に規定する製造事業用設備を新設し、又は増設した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

4 昭和61年6月27日以後に改正後の規則第14条に規定する製造事業用設備を新設し、又は増設した者について、改正後の規則第6条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

附 則（昭和62年6月8日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年7月20日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年12月21日規則第112号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条の規定は、昭和63年6月18日以後に新設され、又は増設された工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業（以下「工業等」という。）の用に供する設備について適用する。

3 昭和63年6月18日からこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第10条に規定する工業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

4 昭和63年6月18日以後に改正後の規則第10条に規定する工業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、改正後の規則第6条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

附 則（平成元年7月14日規則第94号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成元年5月18日から適用する。

3 平成元年5月18日からこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第15条に規定する特定民間施設を設置した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

4 平成元年5月18日以後に改正後の規則第15条に規定する特定民間施設を設置した者について、改正後の規則第6条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

附 則（平成2年3月31日規則第9号）

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する

条例施行規則第14条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設された製造事業用設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された製造事業用設備については、なお従前の例による。

附 則（平成2年4月16日規則第20号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設される生産設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された生産設備については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第15条第2項第1号ツの規定は、平成2年4月1日以後に設置される遊漁船等利用施設について適用する。

附 則（平成2年7月23日規則第37号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 3 平成2年4月1日からこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第11条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。
- 4 平成2年4月1日以後に改正後の規則第11条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者について、改正後の規則第6条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあつては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

附 則（平成3年7月29日規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第12条の規定は、平成3年4月17日以後に新設され、又は増設された産炭地域振興臨時措置法（昭和36年法律第219号）第6条の規定による政令で定められた事業の用に供する設備について適用する。
- 3 平成3年4月17日からこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第12条に規定する産炭地区特別償却設備（製造の事業に係る設備を除く。次項において同じ。）又は産炭地区特別償却設備となるべき設備（製造の事業に係る設備を除く。次項において同じ。）を新設し、又は増設した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。
- 4 平成3年4月17日以後に改正後の規則第12条に規定する産炭地区特別償却設備又は産炭地区特別償却設備となるべき設備を新設し、又は増設した者について、改正後の規則第6条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあつては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

附 則（平成5年7月9日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（別記第3号様式の規定を除く。）は、平成5年4月1日から適用する。
- 3 平成5年4月1日からこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第12条に規定する離島振興対策実施地域特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。
- 4 平成5年4月1日以後に改正後の規則第12条に規定する離島振興対策実施地域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、改正後の規則第6条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

附 則（平成5年10月19日規則第70号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（別記第1号様式から別記第4号様式までの規定を除く。）は、平成5年8月3日から適用する。
- 3 平成5年8月3日からこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第17条に規定する教養文化施設等又は産業業務施設を設置した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。
- 4 平成5年8月3日以後に改正後の規則第17条に規定する教養文化施設等又は産業業務施設を設置した者について、改正後の規則第6条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

附 則（平成6年12月16日規則第117号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年7月21日規則第53号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。
- 3 平成7年4月1日からこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第15条に規定する半島振興対策実施区域特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。
- 4 平成7年4月1日以後に改正後の規則第15条に規定する半島振興対策実施区域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、改正後の規則第6条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

附 則（平成8年6月28日規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第1項、第17条第1項第1号及び第19条の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設される生産設備、教養文化施設等又は工業生産設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された生産設備、教養文化施設等又は工業生産設備については、なお従前の例による。

附 則（平成9年5月20日規則第88号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第11条、第12条及び第15条の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

附 則（平成10年4月28日規則第84号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第10条第3項及び第5項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年7月1日規則第107号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第3号様式は、平成10年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成11年3月31日規則第52号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第3号様式は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成11年7月27日規則第94号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成12年 7月21日規則第252号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設される生産設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された生産設備については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第11条の規定は、平成12年 4月 1日から適用する。
- 4 平成12年 4月 1日からこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第11条に規定する過疎地域特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。
- 5 平成12年 4月 1日以後に改正後の規則第11条に規定する過疎地域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、改正後の規則第6条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。
- 6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成13年 1月 5日規則第1号抄）

- 1 この規則は、平成13年 1月 6日から施行する。

附 則（平成13年 7月10日規則第90号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第12条第1項、第15条第1項並びに第18条第1項及び第2項の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、若しくは増設される製造の事業の用に供する設備又は設置される減価償却資産について適用し、同日前に新設され、若しくは増設された製造の事業の用に供する設備又は設置された減価償却資産については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第13条第1項及び附則第8項の規定は、平成13年 4月 1日から適用する。

附 則（平成13年10月19日規則第112号）

- 1 この規則は、平成13年11月13日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成14年 3月29日規則第21号）

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年 7月10日規則第79号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設される生産設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された生産設備については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成14年12月26日規則第115号抄）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年8月8日規則第89号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第12条の規定は、平成15年4月1日から適用する。

3 平成15年4月1日からこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第12条第1項に規定する離島振興対策実施地域対象設備を新設し、又は増設した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

4 平成15年4月1日以後に改正後の規則第12条第1項に規定する離島振興対策実施地域対象設備を新設し、又は増設した者について、改正後の規則第6条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

5 改正後の規則第15条の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月12日規則第15号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月6日規則第115号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項、第3項及び第5項、第11条第1項並びに第15条第1項の改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月11日規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月12日規則第78号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第15条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

2 改正後の規則第11条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に

新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

- 3 平成17年4月1日から施行日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第15条第1項に規定する半島振興対策実施区域特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「**特工規則**」という。）第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。
- 4 平成17年4月1日以後に改正後の規則第15条第1項に規定する半島振興対策実施区域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、**特工規則**第6条の規定による申請の期限が施行日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。
- 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の**特工規則**の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成18年7月14日規則第105号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第8項及び別記第3号様式の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則別記第3号様式の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（平成19年5月31日規則第61号）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年7月20日規則第74号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「**改正後の規則**」という。）第12条の規定は、平成19年4月1日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 平成19年4月1日からこの規則の施行の日（以下「**施行日**」という。）から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第12条第1項に規定する離島振興対策実施地域対象設備（構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,900万円を超えるものを除く。次項において同じ。）を新設し、又は増設した者に係る特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「**特工規則**」という。）第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。
- 4 平成19年4月1日以後に改正後の規則第12条第1項に規定する離島振興対策実施地域対象設備を新設し、又は増設した者について、**特工規則**第6条の規定による申請の期限が施行日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。
- 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の**特工規則**の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成20年3月31日規則第15号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第13条の規定は、平成19年10月30日から適用する。
- 2 平成19年10月30日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第13条第1項に規定する特定事業用施設を設置した者に係る特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「特工規則」という。）第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。
- 3 平成19年10月30日以後に改正後の規則第13条第1項に規定する特定事業用施設を設置した者について、特工規則第6条の規定による申請の期限が施行日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特工規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成20年9月12日規則第90号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第13条の規定は、平成20年8月22日以後に設置された施設について適用し、同日前に設置された施設については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第29号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
 - 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年6月29日規則第62号）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年7月19日規則第47号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この

規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成23年10月18日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月20日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月16日規則第66号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条、第8条及び第10条の規定は、平成25年4月1日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日以後に改正後の規則第7条に規定する過疎地域特別償却設備、改正後の規則第8条に規定する離島振興対策実施地域特別償却設備又は改正後の規則第10条に規定する半島振興対策実施地区特別償却設備を新設し、又は増設した者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成25年12月27日規則第87号抄）

〔北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則の附則〕

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年6月24日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月21日規則第70号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条の規定は、平成27年4月1日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第42号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）第19条から第21条までの規定に基づくこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（附則第5項において「改正前の規則」という。）第10条の規定は、なおその効力を有する。

4 平成27年4月1日以後に改正後の規則第8条第1項に規定する離島振興対策実施地域特別償却設備又は改正後の規則第10条第1項に規定する認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。

5 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第1号様式その1、その3又はその4の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第1号様式その1、その3及びその4の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成27年12月15日規則第89号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第12条の規定は、平成27年10月8日から適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第52号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成28年7月19日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月18日規則第56号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第1号様式その1の規定は、平成29年3月31日以後に新設され、又は増設された施設及び設備に係る法人の事業税について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設及び設備に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則別記第1号様式その1の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第1号様式その1の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成29年12月18日規則第69号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第9条の規定は、平成29年9月29日から適用する。

（経過措置）

2 平成29年9月29日以後に改正後の規則第9条第1項に規定する対象施設を設置した者に

ついて、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成30年10月19日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第13号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第12条の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成31年4月1日以後に改正後の規則第12条第1項に規定する振興山村産業振興施策促進区域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。

別表（第3条関係）

- 1 工場立地法（昭和34年法律第24号）
- 2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 3 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）